

特定非営利活動法人 おれんじハウス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おれんじハウスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区栄町1番地19 グレイス横浜ポートシティ1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育を必要とする子どもに対して保育運営をはじめ、家庭的な雰囲気の中で子どもの成長にあわせた保育サービスを行い、子育て支援や地域の方との交流を図ると共に、地域住民、医療的支援を必要とする者に対して、適切かつ継続的な医療サービス及び健康増進支援を提供し、疾病の予防、早期発見及び治療の推進を図り、誰もが安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保育所の運営
- (2) 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業
- (3) 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業
- (4) 地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援事業
- (5) 医療・健康に関する情報提供及び啓発活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利益相反行為の防止及び情報開示)

第35条の2 この法人と理事長その他の理事又はそれらの親族若しくは実質的に支配する法人との間で、売買、賃貸借、業務委託、役務提供、金銭消費貸借その他の取引を行うおとする場合には、当該取引の必要性、取引条件の公正性及び第三者との比較内容について、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人は、当該取引の内容について、適切に開示し、透明性の確保に努めるものとする。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 中陳 亮太

副理事長 中陳 亜希子

理事	小林 芳江
同	前田 靖子
同	小林 麻里子
監事	道口 清

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	3,000円	団体	6,000円
賛助会員	個人	1,000円	団体	2,000円

(2) 年会費

正会員	個人	6,000円	団体	12,000円
賛助会員	個人	1口 2,000円 (1口以上)		
	団体	1口 5,000円 (1口以上)		

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附則

この定款は、令和 8 年 月 日から施行する。

令和7年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人おれんじハウス

1 事業活動方針

(1) 保育所の運営及びその他子育て支援活動・育児に関する情報の提供（既存事業）

① 保育所の運営

- ・ 小規模保育の良さを活かし、ひとりひとりに目の行き届く保育を行う
- ・ 子どもの育ち、子どもの最善の利益を優先し、保育者がさまざまな環境や人との関わりを作りながらその中で自然と育っていく保育を進めていく
- ・ 保護者の子育て支援や、短期間保育などさまざまな保育や、必要としている子育て支援の需要に柔軟に伝えていく
- ・ 地域の子育て支援を積極的に行う（相談会、地域イベント、子ども食堂、横浜マラソン子育てサポーター活動、インクルーシブ親子キャンプ）
- ・ 医療的ケア児の保育園でのお預かりを積極的に行う

② 子育て支援ヘルパー／シッター事業の運営

- ・ 産前産後や子育て支援が必要な家庭への子育て支援を行う。

③ 一時預かり保育の運営

- ・ 未就園児の一時預かりを行い、ご家庭のレスパイトケア支援を行う。

(2) 医療法に基づく診療所の開設、地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援、医療・健康に関する情報提供及び啓発活動

横浜市内において診療所を開設・運営し、地域住民その他医療的支援を必要とする者に対し、適切かつ安全な医療サービスを継続的に提供することにより、地域における保健・医療・福祉の向上に寄与することを基本方針とする。

診療所の運営にあたっては、医療法その他関係法令を遵守し、医療の質及び安全性の確保を最優先とするとともに、患者の尊厳及びプライバシーに十分配慮した医療提供体制を構築する。あわせて、地域の医療機関、行政機関、福祉関係機関等と連携し、必要に応じて適切な医療・福祉サービスにつなぐことで、切れ目のない支援体制の確立を目指す。

本事業は、営利を目的とするものではなく、得られた収益はすべて診療体制の充実、設備の改善、人材育成及び公益的事業の継続・発展のために充当し、特定の個人又は団体の利益とならないよう適正に管理するものとする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 保育所の運営

- | | |
|---------|----------------------|
| ・ 内 容 | 保育所の運営 |
| ・ 日 時 | 通年 |
| ・ 場 所 | 横浜市内、東京都江戸川区内、東京都港区内 |
| ・ 従事者人員 | 115人 |
| ・ 受益対象者 | 児童、保護者。年間延べ見込人数 250名 |
| ・ 支 出 額 | 612,847,000円 |

② 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業

ア 子育て支援ヘルパー／シッター

- ・内 容 子育て支援ヘルパー／シッター
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 児童、保護者。年間延べ見込人数 200名
- ・支 出 額 460,000円

イ 一時預かり保育の運営

- ・内 容 一時預かり保育の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 おれんじハウス反町保育園、おれんじハウス中葛西保育園
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 児童、保護者。年間延べ見込人数 2,000名
- ・支 出 額 7,600,000円

③医療法に基づく診療所の開設及び運営事業

- ・内 容 診療所の運営
- ・日 時 認証後、通年実施
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 0名
- ・支 出 額 5,000,000円

④地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援事業

- ・内 容 健康相談、予防医療、生活習慣の改善支援
- ・日 時 認証後、通年実施
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 0名
- ・支 出 額 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業に含む

⑤医療・健康に関する情報提供及び啓発活動事業

- ・内 容 医療・健康に関する情報提供及び啓発
- ・日 時 認証後、通年実施
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 0名
- ・支 出 額 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業に含む

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人おれんじハウス

1 事業活動方針

(1) 保育所の運営及びその他子育て支援活動・育児に関する情報の提供 (既存事業)

① 保育所の運営

- ・ 小規模保育の良さを活かし、ひとりひとりに目の行き届く保育を行う
- ・ 子どもの育ち、子どもの最善の利益を優先し、保育者がさまざまな環境や人との関わりを作りながらその中で自然と育っていく保育を進めていく
- ・ 保護者の子育て支援や、短期間保育などさまざまな保育や、必要としている子育て支援の需要に柔軟に伝えていく
- ・ 地域の子育て支援を積極的に行う (相談会、地域イベント、子ども食堂、横浜マラソン子育てサポーター活動、インクルーシブ親子キャンプ)
- ・ 医療的ケア児の保育園でのお預かりを積極的に行う

② 子育て支援ヘルパー/シッター事業の運営

- ・ 産前産後や子育て支援が必要な家庭への子育て支援を行う。

③ 一時預かり保育の運営

- ・ 未就園児の一時預かりを行い、ご家庭のレスパイトケア支援を行う。

(2) 医療法に基づく診療所の開設、地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援、医療・健康に関する情報提供及び啓発活動

横浜市内において診療所を開設・運営し、地域住民その他医療的支援を必要とする者に対し、適切かつ安全な医療サービスを継続的に提供することにより、地域における保健・医療・福祉の向上に寄与することを基本方針とする。

診療所の運営にあたっては、医療法その他関係法令を遵守し、医療の質及び安全性の確保を最優先とするとともに、患者の尊厳及びプライバシーに十分配慮した医療提供体制を構築する。あわせて、地域の医療機関、行政機関、福祉関係機関等と連携し、必要に応じて適切な医療・福祉サービスにつなぐことで、切れ目のない支援体制の確立を目指す。

本事業は、営利を目的とするものではなく、得られた収益はすべて診療体制の充実、設備の改善、人材育成及び公益的事業の継続・発展のために充当し、特定の個人又は団体の利益とならないよう適正に管理するものとする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 保育所の運営

- | | |
|--------|-----------------------|
| ・内 容 | 保育所の運営 |
| ・日 時 | 通年 |
| ・場 所 | 横浜市内、東京都江戸川区内、東京都港区内 |
| ・従事者人員 | 120 人 |
| ・受益対象者 | 児童、保護者。年間延べ見込人数 270 名 |
| ・支 出 額 | 614,820,000 円 |

② 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業

ア 子育て支援ヘルパー／シッター

- ・内 容 子育て支援ヘルパー／シッター
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 児童、保護者。年間延べ見込人数 220名
- ・支 出 額 550,000円

イ 一時預かり保育の運営

- ・内 容 一時預かり保育の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 おれんじハウス反町保育園、おれんじハウス中葛西保育園
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 児童、保護者。年間延べ見込人数 2,200名
- ・支 出 額 7,800,000円

③ 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業

- ・内 容 診療所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 1,200名
- ・支 出 額 22,000,000円

④ 地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援事業

- ・内 容 健康相談、予防医療、生活習慣の改善支援
- ・日 時 認証後、通年実施
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 100名
- ・支 出 額 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業に含む

⑤ 医療・健康に関する情報提供及び啓発活動事業

- ・内 容 医療・健康に関する情報提供及び啓発
- ・日 時 認証後、通年実施
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 地域住民その他医療的支援を必要とする者。見込人数 100名
- ・支 出 額 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業に含む

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 おれんじハウス

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
横浜市助成金	333,000,000	
江戸川区助成金	89,000,000	
児童育成協会助成金	168,000,000	
派遣支援収益	400,000	590,400,000
4. 事業収益		
保育園事業収益	50,000,000	
保育事業補助金	18,000,000	
診療所事業収益	0	68,000,000
5. 寄付金		
寄付金	3,200,000	3,200,000
6. その他収益		
受取利息	75,000	
雑収益	38,000,000	38,075,000
経常収益計		699,675,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	300,000,000	
派遣職員費	80,000,000	
法定福利費	42,000,000	
退職給付費用	1,000,000	
福利厚生費	2,000,000	
人件費計	425,000,000	
(2) その他経費		
保育費用	23,000,000	
建物賃貸料	65,000,000	
水道光熱費	4,800,000	
修繕費	500,000	
会議費	1,800,000	
備品消耗品購入費	6,000,000	
広報費	22,000,000	
手数料	48,000,000	
旅費交通費・通信費	9,000,000	
車両費	7,000	
租税公課	100,000	
保険加入費	6,700,000	
減価償却費	9,000,000	
その他経費	5,000,000	
その他経費計	200,907,000	
事業費計		625,907,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		

福利厚生費	1,000,000		
会議費	1,000		
広報費	0		
業務委託費	25,000,000		
租税公課	400,000		
諸会費	430,000		
支払利息	820,000		
その他経費	9,000,000		
その他経費計	36,651,000		
管理費計		36,651,000	
経常費用計			662,558,000
当期経常増減額			37,117,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			37,117,000
前期繰越正味財産額			243,652,714
次期繰越正味財産額			280,769,714

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 おれんじハウス

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
横浜市助成金	333,000,000	
江戸川区助成金	89,000,000	
児童育成協会助成金	168,000,000	
派遣支援収益	400,000	590,400,000
4. 事業収益		
保育園事業収益	50,000,000	
保育事業補助金	18,000,000	
診療所事業収益	20,000,000	88,000,000
5. 寄付金		
寄付金	3,500,000	3,500,000
6. その他収益		
受取利息	75,000	
雑収益	38,000,000	38,075,000
経常収益計		719,975,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	400,000,000	
派遣職員費	85,000,000	
法定福利費	5,000,000	
退職給付費用	2,000,000	
福利厚生費	2,500,000	
人件費計	494,500,000	
(2) その他経費		
保育費用	23,000,000	
建物賃貸料	8,000,000	
水道光熱費	5,500,000	
修繕費	550,000	
会議費	1,800,000	
備品消耗品購入費	6,000,000	
広報費	25,000,000	
手数料	50,000,000	
旅費交通費・通信費	9,000,000	
車両費	20,000	
租税公課	100,000	
保険加入費	6,700,000	
減価償却費	10,000,000	
その他経費	5,000,000	
その他経費計	150,670,000	
事業費計		645,170,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		

福利厚生費	1,200,000		
会議費	10,000		
広報費	0		
業務委託費	30,000,000		
租税公課	600,000		
諸会費	430,000		
支払利息	820,000		
その他経費	10,000,000		
その他経費計	43,060,000		
管理費計		43,060,000	
経常費用計			688,230,000
当期経常増減額			31,745,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			31,745,000
前期繰越正味財産額			280,769,714
次期繰越正味財産額			312,514,714

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。